

# 【問1】

川崎市では迷惑行為を防止するため、様々な条例を施行していますが、次のうち実際に存在しないものはどれでしょうか。  
①飲料容器等の散乱防止に関する条例 ②路上喫煙の防止に関する条例 ③携帯電話の使用に関する条例 (答えは3ページ下)

## イベント会場でのPR

- エコうちわの配布・  
分別ルールクイズの実施



**7/7 節電キャンペーン**  
@ラ・チッタデッラ内

- ごみ相談窓口の開設・  
スケルトン車を用いた収集作業実演



**8/5 「親子でふれあい教室」2011**  
@イトーヨーカドー港町店前  
国道予定地内

- 子ども向けに輪投げを利用した  
分別ゲームの実施



**10/15 いいじゃんかわさき**  
@東田公園内

- ごみの相談コーナー・  
古着回収・ぬりえなど



**各区民祭** (写真は10/16の  
中原区民祭の様子)

「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」を目指して、ごみの減量・リサイクルを推進するため、環境局では様々なイベントに参加し、一人ひとりが取り組むべき「3R」について紹介し、環境に配慮したライフスタイルへの変革を促しています。

「分ければ資源 混ぜればごみ」を基本に、川崎市では、平成23年3月からミックスペーパー（全市実施）とプラスチック製容器包装（川崎区・幸区・中原区で実施）の分別収集を開始し、焼却ごみ量の削減に取り組んでいますので、分別排出にご協力をお願いします。